○関東地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月三日　　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	桶川市大字加納字峯五三一番一地先から同市大字加納字峯五二一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月三日

○中部地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月三日　　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十三号	豊田市陣中町一丁目一七番八から同市陣中町一丁目一六番六まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月三日

○中部地方整備局告示第二十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年二月三日　　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　登録番号

中部地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ぎふ建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	柘植　則夫
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年二月一日

○九州地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月三日　　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鹿児島市平川町字高落四九六一番一から同市平川町字鬼ケ薮二六八〇番三まで	前	三〇・〇〇～一〇三・二八メートル	一・二六三キロメートル	
	後	三五・三〇～一〇三・二八メートル	一・二六三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月三日　　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十六号	鹿児島市平川町字高落五〇〇二番二から同市平川町字鬼ヶ薮二六八〇番三まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月三日

○北海道開発局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月三日　　北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道虻田郡ニセコ町字羊蹄一六五番一から同町字羊蹄一〇〇番四まで	前	二五・三三～四八・五五メートル	〇・五一一キロメートル	
	後	二五・三三～七一・〇一メートル	〇・五一一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道天塩郡天塩町字ウブシ五〇四九番九から同郡幌延町字幌延三二八番一まで	前	A・B・C　六・五〇～九五・五〇メートル D　一四・五〇～一七〇・〇九メートル	二・六一〇キロメートル 三・三二六キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　六・五〇～九五・五〇メートル B・C・D　一四・五〇～一七〇・〇九メートル	二・六一〇キロメートル 三・三二六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道野付郡別海町別海川上町一四四番から同町別海新栄町九番一まで	前	一〇・〇〇～二五・五〇メートル	〇・一九二キロメートル
	後	一七・九七～三九・八三メートル	〇・一九二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部